

表 外国籍の医療従事者および保健医療従事者が満たすべき要件

能力要件 (第248条)	教育分野の政府関連大臣ならびに審議会などが関与し、保健大臣が実施する能力評価試験を受験すること。
能力要件の免除 (第250条)	海外の特定の大学または特定の教育機関を卒業し、専門医またはサブスペシャリストとして5年以上海外で医療に従事しており、かつ、当該国の公認機関が発行した証明書その他の文書による当該実績の証明を有している場合、第248条の能力要件を免除することができる。
免許要件 (第249条)	STR（登録証明書）とSIP（診療許可証）を取得すること。
需要要件、期限 (第251条)	a. 保健サービス施設の利用者から医療行為の需要(※1)があること。 b. 技術・科学移転のためであること。 c. 就労期間は最長2年間とし、1回のみ延長することができる(※2)。 ※1 需要は、インドネシア人医師の利用を優先して検討すること。 ※2 経済特区における活動の場合、当該cの規定は適用されない。
その他	(第254条) インドネシアにおける医療教育プログラムを受講中の医療従事者については、その期間中はSTRを保持しておく必要がある。 (第255条) インドネシアにおいて技術移転その他の医療教育訓練を行う者はその期間、STRを要しない。 (第257条) 第248条から第255条までの規定に関するその他の規定は、政令で定める。

(出所) 保健オムニバス法を基にジェトロ作成